

4月1日から 水道料金・下水道使用料が変わります

消費税の増税にともない、水道料金・下水道使用料（個別排水使用料）が変わります。
ご理解とご協力をお願いします。

また、4月検針分から、料金・使用料の消費税分をわかりやすく表示するため料金表も税抜きとし、
検針票の金額も消費税額をカッコ書きで表示します。（※経過措置期間中を除く）

※経過措置期間とは

① 消費税8%は4月1日から適用されますが、恵庭市では2カ月に1度の検針により水道料金・下水道使用料を算出しているため、3月31日までの利用分が含まれる期間が発生します。その期間を含む請求時は旧税率(5%)の料金が適用されます。

② 今回の改定では、6月以降の検針分で7月以降請求分から新料金となります。

③ 4月1日以降に転入・新築等で新規に利用を開始した場合は、検針日によらず新税率が適用されます

※検針日は地区により異なります

新水道料金表(1カ月)

(税抜き)

用途	区分	基本水量	基本料金	超過水量1m ³ につき
家事用		8m ³ まで	1,190 円	213 円
家事用以外	φ 13	10m ³ まで	1,904 円	298 円
	φ 20～25		4,285 円	
	φ 30～40		6,380 円	
	φ 50～75		10,857 円	
	φ 100～		21,714 円	
公衆浴場		100m ³ まで	10,476 円	123 円

新下水道使用料金表(1カ月) (税抜き)

用途	区分	基本汚水量	基本料金	超過汚水量1m ³ につき
家事用汚水		8m ³ まで	885 円	108 円
業務用汚水		8m ³ まで	1,209 円	150 円
公衆浴場		汚水量1m ³ につき12 円		

※3月検針票には、旧料金表を掲載しています

(料金計算)

水道料金及び下水道使用料は、次により計算された額の合計となります。料金表の用途／区分に応じた、基本料金及び超過料金を基礎とし計算した合計額に消費税等相当額を加えた額とする。この場合、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。